

# 新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応 Q&A

## 目次

2022.09.26 更新

※前回から更新または追加した内容は朱書きにしています。

### (体調不良時等の対応について)

- Q1) 発熱はありませんが、体調不良を認める者には、どのような対応をすればよいでしょうか。
- Q2) 発熱後、1 日で解熱した場合でも「①発症後に少なくとも 7 日間が経過、②解熱後 24 時間経過（内服薬なし）、③咳や倦怠感等の症状が改善傾向」を全て満たすまで復帰はできないのでしょうか。
- Q3) 発熱症状があったが解熱したので無料検査を受けに行ってもよいでしょうか。
- Q4) 同居者が陽性となり、本学学生は濃厚接触者となりました。本学学生が、自宅待機中に体調不良となり、保健所から、医療機関を受診せず指定された日まで自宅療養の指示がありました。従来、医療機関で PCR 検査等を受検して陽性が判明した場合に報告していましたが、今回のようなケースは、どのように扱ったらよろしいでしょうか。

### (陽性者の対応（自宅療養等に関すること）)

- Q5) 陽性者が退院（ホテルより退去等）し、療養解除となりました。翌日から復帰は可能ですか。
- Q6) 本学の職員が陽性となり、保健所から指示された療養期間を終了予定でしたが、療養終了時点で、同居家族が体調不良のため、検査等を受検する場合、本学の職員（または学生）に体調不良がなければ療養終了となり、予定どおり出勤（または登校）してもよいでしょうか。
- Q7) 陽性者の把握について見直しが図られていますが、本学の変更はありますか。
- Q8) 本学学生（または職員）の同居家族が陽性となりました。陽性となった同居家族に対し、保健所からの連絡はありません。本学学生（または職員）は濃厚接触者に該当するのでしょうか。濃厚接触者となった場合の同居家族の待機期間はどのようになりますか。
- Q9) 同居者が陽性となり、本学学生（または職員）は濃厚接触者となりました。本学学生（または職員）は、自宅待機中に症状が出現したため医療機関を受診しましたが、医師の判断により検査は行わず「みなし陽性」と診断されました。みなし陽性の場合も大学へ報告が必要でしょうか。この場合、本学学生（または職員）の療養期間の起算日の考え方について教えてください。
- Q10) 新型コロナウイルス感染症で陽性となった場合の療養期間について教えてください。

### (情報収集・報告等)

- Q11) 陽性者の行動歴等を収集する目的を教えてください。
- Q12) 陽性者に行動歴等を調査した際、大学へは報告したくないと言われました。
- Q13) 以前の対応ガイドには、「感染情報を把握するため、以下に該当する場合は、各部局等において情報

の取りまとめをお願いします。」と記載されていますが、引き続き、情報収集は必要ですか。

### （濃厚接触者等に関すること）

Q14) 濃厚接触者とはどのような方でしょうか。

Q15) 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった場合等の長時間とはどれくらいでしょうか。

Q16) 学生（または職員）が濃厚接触者に特定されました。どのような指示を行えばよいのでしょうか。

Q17) 濃厚接触者の待機期間において、「※陽性者と最終接触した日を 0 日目として起算します」とあります。最終接触した日を 0 日目とした場合、最終接触した日の翌日から数え 5 日間を待機期間とし、最終接触した日を 0 日目として 7 日間は健康観察と考えてよいのでしょうか。

Q18) 国の方針によると濃厚接触者の待機期間は、最終接触日を 0 日目として 5 日間（6 日目解除）が原則ですが、2 日目及び 3 日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3 日目から待機解除が可能となっています。いるが、本学でもその対応は行いますか。

Q19) 学生（または職員）の家族が濃厚接触者に特定されました。学生（または職員）は無症状ですが登校・出勤をさせてよいのでしょうか。

Q20) 濃厚接触者の疑いがあったため、自宅待機をしており、調査の結果、濃厚接触者非該当でした。この場合、復帰の目安について教えてください。

Q21) 体調不良のある同居者が医療機関を受診しない（検査を受検しない）場合の同居者（本学構成員、体調に変化なし）の対応について

### （検査等に関すること）

Q22) 検査キット配送・陽性者登録センター（宮城県、仙台市共同運用、現在は陽性者サポートセンター）が設置されました。体調不良があり、このセンターから入手した抗原定性検査キットを用いて自分で検査を実施した結果、陰性だった場合、待機期間の目安はどのようになりますか。

Q23) 体調不良があり、検査キット配送・陽性者登録センター（現在は陽性者サポートセンター）から配送された検査キットで検査し、陽性となりました。陽性者登録センターに陽性登録をしましたが、保健所から連絡が来ません。大学への報告はどうしたらいいのでしょうか。

### （海外渡航等に関すること）

Q24) 外から日本に入国の際、空港検疫で PCR 検査等を受検しました。検査結果の報告は必要ですか。

### （消毒等について）

Q25) 陽性者が発生した場合の消毒の仕方を教えてください。

## 体調不良時等の対応について

Q1) 発熱はありませんが、体調不良を認める者には、どのような対応をすればよいでしょうか。

A1) 体調不良を感じる場合は登校・出勤をせずに、自宅で健康観察等を行うように指示してください。

なお、体調不良者の復帰の目安は、別添「新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図」を確認してください。

Q2) 発熱後、1日で解熱した場合でも「①発症後に少なくとも7日間が経過、②解熱後24時間経過（内服薬なし）、③咳や倦怠感等の症状が改善傾向」を全て満たすまで復帰はできないのでしょうか。

A2) 新型コロナウイルス感染者の中には、無症状傾向（発熱も認めない）または軽症者も多くいることから、たとえ1日で解熱したとしても、新型コロナウイルス感染症への感染を否定することは難しい状況です。

本学では、感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図」に記載している復帰の目安による対応をお願いしております。

Q3) 発熱症状があったが解熱したので無料検査を受けに行ってもよいでしょうか。

A3) 発熱症状があった場合は、かかりつけ医またはコールセンターへ連絡し、医療機関の受診を推奨します。

Q4) 同居者が陽性となり、本学学生は濃厚接触者となりました。本学学生が、自宅待機中に体調不良となり、保健所から、医療機関を受診せず指定された日まで自宅療養の指示がありました。従来、医療機関でPCR検査等を受検して陽性が判明した場合に報告していましたが、今回のようなケースは、どのように扱ったらよろしいでしょうか。

A4) 保健所より療養の対象とされておりますので、通常の陽性者と同様にフォームでの報告等、接触者の特定等をお願いします。

## 陽性者の対応（自宅療養等に関すること）

Q5) 陽性者が退院（ホテルより退去等）し、療養解除となりました。翌日から復帰は可能ですか。

A5) 保健所による療養が解除された場合、体調不良の症状がなければ、翌日から復帰可能です。

なお、退院や療養解除後4週間は、毎日体温測定を行うなどの健康観察の実施も依頼してください。

また、陽性者が復帰する際は、感染した本人の気持ちに寄り添って、差別や偏見の防止に向けた対応にご協力をお願いします。

Q6) 本学の職員が陽性となり、保健所から指示された療養期間を終了予定でしたが、療養終了時点で、同居家族が体調不良のため、検査等を受検する場合、本学の職員（または学生）に体調不良がなければ療養終了となり、予定どおり出勤（または登校）してもよいでしょうか。

A6) 陽性者（本学の職員）は、療養期間終了後、体調不良の症状がなければ、予定通り出勤可能です。ただし、日々の体調管理や感染対策に十分気を付けるようお願いいたします。

Q7) 陽性者の把握について見直しが行われていますが、本学の変更はありますか。

A7) 新型コロナウイルス感染症について、国の制度の見直しにより、医療機関から保健所に提出される発生届を重症化リスクのある者に限定する（緊急避難措置）取り扱いが、令和4年9月2日より始まりました。

#### **医療機関から保健所へ届け出る（発生届出）の対象は**

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与が必要な方、又は重症化リスクがあり新型コロナ患により新たに酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

となります。医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された方は、医師からの発生届の「届出対象」もしくは「届出対象外」に分かれます。

#### **「届出対象外」は**

- ⑤ 医療機関で診断された方で上記①～④以外の方
- ⑥ 自己検査や無料検査で陽性となった方

となります。

届出対象外の方は、保健所からの連絡はありませんので、仙台市および宮城県のホームページや、医療機関で陽性と診断された方は、医療機関で配布された説明シートなどで支援、療養が必要な期間等をご確認ください。

**仙台市および宮城県における本見直しに関連した、本学での対応（陽性者報告、濃厚接触者特定に関することなど）の変更は特にございません。本学職員および学生で陽性が確認された際は、これまで同様、所属先へ報告してください。**

（参考）仙台市および宮城県の対応については、下記のホームページをご確認ください。

- ◎ 仙台市 HP ; 新型コロナウイルス感染症発生届の対象の限定に伴う対応について

(陽性者の取り扱いについて、陽性者のフォローアップ体制の強化についてなど)

<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/shise/koho/kisha/r4/0902hasseitodoke.html>

- ◎ 仙台市 HP ; 陽性と診断された方へ  
<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippebetsu/kansensho/youseinokatahemokuji.html>
- ◎ 宮城県 HP ; 新型コロナウイルス感染症と診断された方へ  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/yoseishindan.html>
- ◎ 宮城県 HP ; 「陽性者サポートセンター」について  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/haiso-touroku-center.html>

Q8) 本学学生（または職員）の同居家族が陽性となりました。陽性となった同居家族に対し、保健所からの連絡はありません。本学学生（または職員）は濃厚接触者に該当するのでしょうか。濃厚接触者となった場合の同居家族の待機期間はどのようになりますか。

A8) 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方と同居されている方（ご家族等）は、濃厚接触者になります（宮城県ホームページ；よくある質問より）。

陽性者と同居している場合について、濃厚接触者としての待機期間は、当該陽性者の発症日（当該陽性者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）となります。

ただし、当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算します。また、当該陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算します。

待機解除後も、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用することの感染対策をとるようお願いします。

(参考)

- ◎ 仙台市 HP ; 陽性と診断された方へ「濃厚接触者となった同居家族の方の待機期間」  
<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippebetsu/kansensho/youseinokatahemokuji.html#nyuuin2-2>
- ◎ 仙台市 HP ; 濃厚接触者としての自宅待機等について  
「濃厚接触者としての自宅待機要請の対象となる方について」「濃厚接触者としての自宅待機期間等について」  
<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippebetsu/kansensho/noukousesshokusha.html>
- ◎ 宮城県 HP ; 新型コロナウイルス感染症と診断された方へ「4濃厚接触者の対応（同居されている方の対応）」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/yoseishindan.html#doukyo-d>

- ◎ 宮城県 HP ; 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/noukoutaikitansyuku.html#n05>
- ◎ 宮城県 HP ; よくある質問一覧
  - 1-Q8 陽性者の方へ; 誰が濃厚接触者になりますか。
  - 2-Q1 濃厚接触者の方, 身近な方が陽性になられた方へ  
身近な人が新型コロナウイルスに感染しました。自分も濃厚接触者となりますか。  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/question.html#Q4-1>

Q9) 同居者が陽性となり、本学学生（または職員）は濃厚接触者となりました。本学学生（または職員）は、自宅待機中に症状が出現したため医療機関を受診しましたが、医師の判断により検査は行わず「みなし陽性」と診断されました。みなし陽性の場合も大学へ報告が必要でしょうか。また、この場合、本学学生（または職員）の療養期間の起算日の考え方について教えてください。

A9) みなし陽性と診断された者への対応は、通常の陽性者と同様になります。症状がある方の療養期間は、発症日（症状が出始めた日）を起点とし 7 日間かつ症状軽快後 24 時間経過した場合になります。

#### Q10) 新型コロナウイルス感染症で陽性となった場合の療養期間について教えてください。

A10) 症状がある方の療養期間は、発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除可能となります。

ただし、発症日から 10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認やマスクの着用、web 会議等の活用、食事の個別摂取などの対策をとること。また、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること。他の人との接触・直接会話等も極力避け、自主的な感染予防行動を徹底するようお願いします。

現に入院している場合には、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には 11 日目から療養解除が可能となります。

症状が無い方の療養期間は、検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除が可能となります。加えて、検体採取日を 0 日目として 5 日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5 日間経過後（6 日目）に療養解除が可能となります。ただし、7 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認やマスクの着用、web 会議等の活用、食事の個別摂取などの対策をとること。また、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること。他の人との接触・直接会話等も極力避け、自主的な感染予防行動を徹底するようお願いします。

※検査キットは必ず薬事承認されているものを使用し、「研究用」の記載のあるものは使用しないでください。

なお、国の制度の見直しにより、医療機関から保健所に提出される発生届を重症化リスクのある者に限定する取り扱いが令和4年9月2日より開始され、発生届の届出対象者と届出対象外の方がおります（QA 7 参照）。発生届の届出対象に該当しない方は、療養解除の日について、保健所から個別の連絡はありませんので、仙台市および宮城県のホームページ等でご確認のうえ、ご自身の判断で療養を解除してください。ただし、個別に保健所から指示があった場合はそれに従ってください。

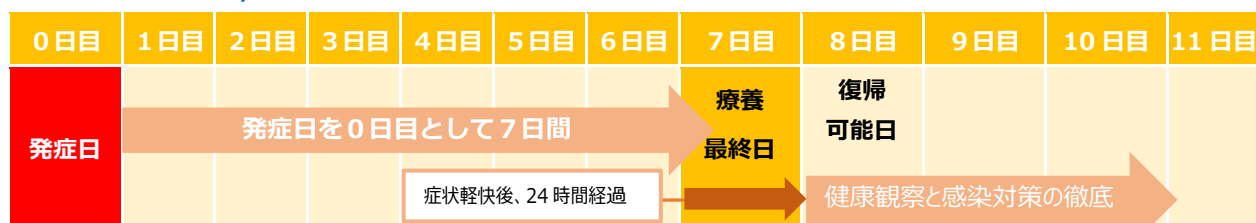
（療養期間中の外出自粛について）

有症状の場合で、症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出をすることは差支えない。

### （参考）療養解除の考え方

#### （1）症状がある方

##### 自宅（宿泊）療養；有症状で療養した場合



発症日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合に、8日目から療養解除が可能となり、出勤、登校が可能

ただし、発症日から10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認やマスク着用、web会議等の活用、食事の個別摂取などの対策をとること。

また高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること。他の人との接触・直接会話等も極力避け、自主的な感染予防行動を徹底すること。

（参考）現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除が可能

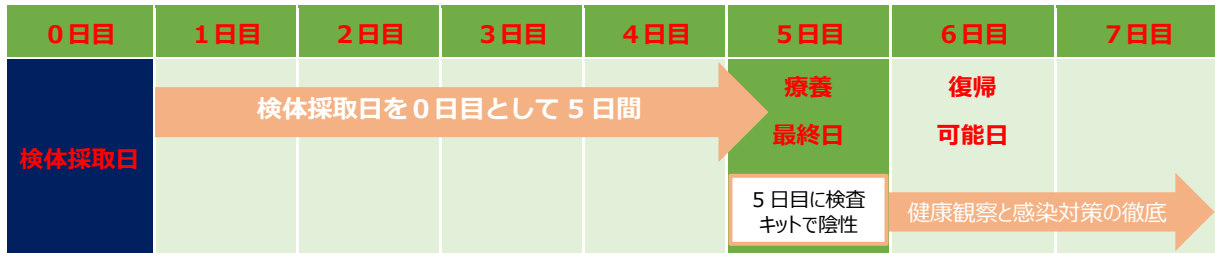
#### （2）症状が無い方

##### ① 検体採取日から7日間、自宅（宿泊）療養した場合



検体採取日を0日目として7日間経過した場合に、8日目から療養解除が可能となり、出勤、登校可能

② 検体採取日から 5 日目に検査キットの検査で陰性を確認した場合（療養期間の短縮）



検体採取日を0日目として5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、5日間経過後（6日目）に療養解除が可能となり、出勤、登校が可能

ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認やマスク着用、web 会議等の活用、食事の個別摂取などの対策をとること。

また高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること。他の人との接触・直接会話等も極力避け、自主的な感染予防行動を徹底すること。検査キットは、必ず薬事承認を受けているものを使用し、「研究用」の記載があるものは使用しないこと。

詳細は、仙台市および宮城県のホームページをご確認ください。

（参考）

◎ 仙台市HP；療養が必要な期間について

<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippebetsu/kansensho/shoujoumushoujou.html>

◎ 宮城県HP；新型コロナウイルス感染症と診断された方へ「3 療養期間」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/yoseishindan.html#ryouyoukikan>

## 情報収集・報告等

Q11) 陽性者の行動歴等を収集する目的を教えてください。

A11) 新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された方の行動歴等は、感染の疑いのある方の特定など、次の感染が発生しないよう対策に努めることを目的としています。

接触状況を把握するため、体調不良者については、発症日2日前から陽性判明日まで、濃厚接触者の特定により陽性が確認された方については、陽性者と最後に接触した日から陽性判明日までの、学内外での行動歴や接触者に関する情報の取りまとめをお願いします。

< 行動歴の例 > 講義・ゼミへの出席状況、サークルの参加状況、アルバイトの状況、事務室・研究室等への出勤状況、会議・打合せ等への出席状況、帰省の状況など

※保健所は、陽性が確認された方に直接連絡をして接触者等を確認しています。保健所から求めがあった際に、部局等から提供いただいた行動歴等の情報を共有させていただく場合があります。



Q12) 陽性者に行動歴等を調査した際、大学へは報告したくないと言われました。

A 12) 「学内構成員との接触状況を把握し、他の方への感染を防ぐため必要である」ことを丁寧に説明し、協力を依頼してください。感染が疑われる期間中の接触者が学外者のみであり、学内への立ち入りがない場合は、すべての情報を網羅的に聞こうとせず、陽性者の状況に立って情報収集をお願いします。

他の人には話したくない、秘密にしておきたいことまでも踏み込んで確認する場合がありますが、提供された情報は限られた者が扱うものであることを説明いただきますようお願いいたします。

Q13) 以前の対応ガイドには、「感染情報を把握するため、以下に該当する場合は、各部局等において情報の取りまとめをお願いします。」と記載されていますが、引き続き、情報収集は必要ですか。

A13) 大学本部でフォームによる報告を求めるのは「3」のうち、結果が陽性と判明した場合のみです。1 及び 2 は、部局で情報を把握いただき、4、5、6、7 については、必要に応じてご対応をお願いします。

- 1 保健所より濃厚接触者に特定された場合
- 2 同居者が罹患した場合
- 3 PCR 検査または抗原検査の結果が判明した場合  
(抗原定性検査キットによる自主検査、みなし陽性の場合も含む)
- 4 宮城県・仙台市のコールセンターに連絡し指示を受けた場合
- 5 コールセンターからの指示を受けて医療機関を受診した場合
- 6 医療機関等から PCR 検査等の受検を指示された場合(受検した場合)
- 7 濃厚接触者ではないが罹患者と接触があった場合

## 濃厚接触者等に関すること

Q14) 濃厚接触者とはどのような方でしょうか。

A14) 新型コロナウイルス感染者から、ウイルスが感染する可能性がある期間（発症日 2 日前から療養日まで）に接触があった方について、保健所または大学が調査を行い個別に判断しています。濃厚接触が疑われる場合は、不要不急の外出を控え、健康状態に注意を払い、保健所または大学の指示をうけるようご指示ください。

### 【濃厚接触者とは】

陽性者の感染可能期間内（発症日の 2 日前から、診断後に隔離開始されるまでの間）に陽性者と接触した者のうち、次の範囲に該当する方を言います。

- 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった場合 等
- 対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度）で、必要な感染予防策（マスク着用等）なしで 15 分以上（密閉された空間なら 15 分未満でも）接触した場合

- 適切な感染防護無しに患者（陽性者）を診察、看護若しくは介護していた方
- 患者（陽性者）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より）

#### 【濃厚接触者の例】

##### （１）マスク着用が、どちらか一方でも不完全な状態（マスク無し、鼻マスク、あごマスク）で 15 分以上接触した場合で以下のいずれかに該当する者

- 教室等で手の届く距離（1メートル）で過ごした者
- 手の届く距離（1メートル）で飲食した者
- 接近を伴う運動を行った者
- 陽性者と手の届く距離で接触した者
- 換気の悪い狭い部室・会議室内で一緒に過ごした者
- バス・車内や屋外の喫煙所などで一緒に過ごした者

##### （２）マスク着用でも以下の場合には該当します。

- 狭い換気の悪い環境で長時間過ごした者（車内など）
- 換気の十分ではない環境での発声を伴う集団での活動などを行った者  
（例；カラオケ、一部の部活動など）
- ホテル・合宿所・自宅などで同じ部屋に宿泊した者  
※長時間（目安として1時間以上）

Q15) 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった場合等の長時間とはどれくらいでしょうか。

A15) 目安として1時間以上ですが、3密の状況下では1時間以内であっても、感染事例が本学で複数報告されています。

※感染対策し短時間の接触であっても、健康観察を7日間継続し、体調不良時は登校または出勤をやめ、医療機関の受診を推奨します。

Q16) 学生（または職員）が濃厚接触者に特定されました。どのような指示を行えばよいのでしょうか。

A16) 保健所または大学から濃厚接触者に特定された者は、陽性者と最後に接触があった日から5日間の自宅での健康観察をお願いします。また、自宅待機解除後も7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めます。健康観察中に体調不良が現れた場合は、医療機関を受診いただくようお願いします。医療機関を受診し、PCR検査

等で陰性の場合も同様に、陽性者と接触した日から5日間は自宅での健康観察の実施および7日間を経過するまでは健康観察等をお願いします。

例) 陽性者と最後に接触した日が2月4日の場合 ⇒ 自宅での健康観察期間終了日は2月9日

⇒ 体調不良等の症状がなければ2月10日から復帰となります。

※陽性者と最後に接触があった日を0日目として起算します。

【対象者への指示事項】

① 自宅待機

陽性者と最後に接触した日から5日間は、自宅で健康観察

◎毎日、朝晩に体温を測定し、症状の有無を記録する。

② 体調不良の症状が現れた場合は医療機関受診

かかりつけ医またはかかりつけ医がない場合は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡する。

受診・相談センター（コールセンター）電話：022-398-9211

③ 留意事項

7日間が経過するまでは、以下のことに留意する（自宅待機終了後の2日間、自宅待機はなし）

- ・ 健康観察を行い、体調不良時には出勤または登校を中止し、速やかに報告する。併せて速やかな医療機関の受診を推奨する。
- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（ハイリスク施設）への不要不急の訪問(受診を除く)、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控える。
- ・ 会議等はwebに変更する。
- ・ 他の人との接触・直接会話は極力、避けること。
- ・ マスク着用を徹底すること。
- ・ 食事は、個別に摂り、換気に注意すること。

Q17) 濃厚接触者の待機期間において、「※陽性者と最終接触した日を0日目として起算します」とあります。

最終接触した日を0日目とした場合、最終接触した日の翌日から数え5日間を待機期間とし、最終接触した日を0日目として7日間は健康観察と考えてよいのでしょうか。

A17) 濃厚接触者としての自宅待機期間は、「最後に接触者があった日」を最終接触日（0日目）として、下記の表のとおり、5日間（6日目解除）となります。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
原則となる待機期間	最終接触日	自宅待機・感染対策・健康観察				待機最終日	待機解除日	7日目まで感染対策・健康観察を継続	

例) 陽性者と最後に接触した日が2月4日の場合 ⇒ 自宅での健康観察期間終了日は2月9日

⇒ 体調不良等の症状がなければ2月10日から復帰となります。

Q18) 国の方針によると濃厚接触者の待機期間は、最終接触日を0日目として5日間（6日目解除）が原則ですが、2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から待機解除が可能となっています。本学でもその対応は行いますか。

A18) 抗原定性検査キットを用いて自宅待機期間を短縮することについて、感染拡大リスクを否定できないことから、本学では時期尚早と考え、実施いたしません。待機期間満了にて復帰とさせていただきます。

Q19) 学生（または職員）の家族が濃厚接触者に特定されました。学生（または職員）は無症状ですが登校・出勤をさせてよいのでしょうか。

A19) 家族（同居者）が濃厚接触者に特定された際は、PCR検査等の結果が判明するまで、登校・出勤を控えるようお願いします。なお、同居者がPCR検査等の結果、陰性が確認された際には、通常登校・出勤を可としますが、陽性が判明した場合は、自身が濃厚接触者に特定される可能性が高いことから、自宅待機を継続し、保健所の指示に従ってください。同居者がPCR検査等を受検しない場合は、同居者の濃厚接触者の待機期間が終了するまで、本学構成員も自宅での健康観察を推奨しますが、構成員の職場環境など（個室である、密集した環境である、人と密に関わる業務であるなど）にもよるため、具体的な対応については部局と当事者で個別に判断をお願いします。

Q20) 濃厚接触者の疑いがあったため、自宅待機をしており、調査の結果、濃厚接触者非該当でした。この場合、復帰の目安について教えてください。

A20) 体調不良の症状を発症していない場合は、濃厚接触者に非該当と判明した時点から復帰可能です。

Q21) 体調不良のある同居者が医療機関を受診しない（検査を受検しない）場合の同居者（本学構成員、体調に変化なし）の対応について

A21) 同居家族等に体調不良者がいて、コロナの感染が疑われると思った場合は、家庭内での感染予防対策につとめていただくよう、お願いします。また、この場合の同居者（本学構成員）の復帰の目安については、大学では基準はありません。参考になる考え方としては、新型コロナウイルス感染症体調不良者等の対応ガイド「4. 同居者が体調不良等によりPCR検査等を受検する場合」または、仙台市および宮城県のホームページをご確認ください。

(参考)

- ◎ 仙台市 HP ; 陽性と診断された方へ 「濃厚接触者となった同居家族の方の待機期間」

<https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen->

[kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippebetsu/kansensho/youseinokatahemokuji.html](https://www.city.sendai.jp/kenkoanzen-kansen/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/shippebetsu/kansensho/youseinokatahemokuji.html)

- ◎ 宮城県 HP ; 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/noukoutaikitansyuku.html#n05>

## 検査等に関すること

Q22) 検査キット配送・陽性者登録センター（宮城県、仙台市共同運用、現在は陽性者サポートセンター）が設置されました。体調不良があり、このセンターから入手した抗原定性検査キットを用いて自分で検査を実施した結果、陰性だった場合、待機期間の目安はどのようになりますか。

A 22) 医療機関を受診せず、自らが実施した抗原定性検査キット等の検査（いわゆる自己検査）を実施した結果、陰性だった場合についての復帰の目安は以下のとおりとなります。

**【復帰の目安】**次の条件をいずれも満たすこと。

- ・発症後に少なくとも7日が経過
- ・解熱剤を内服しない状態で解熱後24時間が経過
- ・咳や倦怠感等の症状が改善傾向

（新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図）

(参考)

- ◎ 宮城県 HP ; 陽性者サポートセンターについて

抗原定性検査キットの配布について（対象者など）、陽性者登録について、陽性者支援についてなどが掲載されています。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/haiso-touroku-center.html>

Q23) 体調不良があり、検査キット配送・陽性者登録センター（現在は陽性者サポートセンター）から配送された検査キットで検査し、陽性となりました。陽性者登録センターに陽性登録をしましたが、保健所からの連絡が来ません。大学への報告はどうしたらいいでしょうか。

A 23) 保健所からの連絡は、陽性登録をしてから2日ほど要する場合があります。（仙台市 HP ; よくある質問より）。陽性確認（または電子申請で陽性者登録）をした時点で大学への報告をお願いします。

(参考)

- ◎ 仙台市 HP ; 抗原定性検査キットの申し込みを受け付けます; よくある質問

<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/juyo/kennsakitto.html>

陽性者サポートセンターに陽性登録したが保健所から連絡が来ない場合の対応などが掲載されています。

<仙台市 ; よくある質問より>

Q 陽性者サポートセンターに陽性登録したが保健所から連絡が来ない

A 仙台市保健所では、感染者の急増により、重症化リスクの高い方への連絡を優先しています。そのため、陽性登録をいただいてから保健所の連絡があるまで、2 日ほど要する場合があります。保健所からの連絡があるまでは、外出や周囲の方との接触は避け、自宅で過ごしてください。また、1 日 2 回検温して、ご自身で健康観察を行ってください。なお、保健所からの連絡は、原則携帯電話への SMS（ショートメッセージ）で差し上げます。急に症状が悪化した場合は、かかりつけ医にご相談いただくか、夜間早朝の時間帯は、「# 7119（おとな救急電話相談）」、「# 8000（こども夜間安心コール）」にご相談ください。また、命の危険を感じた場合は、救急要請（119 番通報）を行ってください。

## 海外渡航等に関すること

Q24) 海外から日本に入国の際、空港検疫で PCR 検査等を受検しました。検査結果の報告は必要ですか。

A24) 日本出入国の際に必要な PCR 検査等の結果は、部局において把握するとともに、陽性の場合、速やかに所定フォームにて大学本部へ報告ください。陰性の場合、大学本部への報告は不要です。なお、本学構成員の海外渡航及び本邦への再入国・帰国に係る手続については、国際企画課及び留学生課の HP をご確認ください。

<https://www.srp.tohoku.ac.jp/bureau/c/gedtoppage/re-entryandreturn/>

## 消毒等について

Q25) 陽性者が発生した場合の消毒の仕方を教えてください。

A25) 陽性者が最後に使用した日から 3 日前にさかのぼり、それ以降に滞在していた場所を消毒してください。消毒作業時は、手袋やマスクなどを身に着け、換気を十分に行うようお願いします。消毒は、アルコール消毒液（60%～95%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用いて、拭き取りを行ってください。また、片付けの際は、手袋、マスクの順に外しゴミ袋に入れて廃棄をしてください。作業終了後は入念に手洗いをしてください。